

副本

弁 明 書

31長収委 第18号  
令和元年12月4日

審理員 谷中 謙一 様

長崎県収用委員会会長 梶村 龍太



審査請求人遠藤保男外108人から令和元年7月3日付けで提起された、当委員会が令和元年5月21日付けでなした二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る権利取得裁決及び明渡裁決（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、下記のとおり弁明します。

記

1 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

2 審査請求の理由に対する認否

- (1) 審査請求書添付の別紙（以下「別紙」という。）の1中「ちなみに、「長崎県には、石木ダム以外に収用裁決まで進んだ例がない」と長崎県収用委員会事務局担当者が語っている。」という事実は否認する。
- (2) 別紙の2の○の裁決書に（1）乃至（3）記載があるとの事実は認める。
- (3) 別紙の3の1）中「確かに2019年5月21日段階では、①事業認定取消訴訟では棄却判決が出されたが、現在は控訴審中で「事業認定取消判決」が確定している状況ではない」から「川辺川ダム事件とは条件がまったく異なっている」までは認める。
- (4) 別紙の3中「長崎県収用委員会は、今回の収用明渡裁決において、「長崎県に収用・明渡裁決申請の取下げを勧告するべきであった」として、「収用・明渡裁決取消」の裁決を下すべきである」とする意見に対しては争う。
- (5) 別紙の4の1）中、長崎県収用委員会への問合せ記載の趣旨の問い合わせに対し、回答記載の趣旨の回答を行なったことは認める。
- (6) 別紙の4の◎反論中「このことを収用委員会の場において検証することを求めたが、収用委員会は、「収用委員会は事業認定の中身については扱わないことになっている」と拒否した」という事実は認める。ただし、これに関しては、本件審査請求の対象となる裁決に係る審理ではなく、平成27年6月22日に裁決した26長収第1

号乃至第4号事件に係る当委員会の第2回審理（平成27年2月17日開催）の中でのことである。

- (7) 別紙の4の反論の3)中「「事業認定の違法性」検証を拒否した上で、「その処分（事業認定告示）が無効となるような重大かつ明白な瑕疵は認められない」とする収用委員会裁決は、まったくその根拠と判断経過が示されておらず、客観性はなく、恣意的もしくは先入観的なものでしかない。」とする意見に対しては争う。
- (8) 別紙の7中「その上、その事業によって失われる利益については、「公共事業が予定されるところの住民は、公共の利益のために財産権を提供するにあたって、補償を受けるのであるから、それ以上を要求する権利を持ち合わせていない」などとして、まったく無視している。」という事実は否認する。
- (9) 別紙の7中「本件収用明渡裁決も、①事業によって得られる利益とされている事項は、すべてが事実を大きく外したものであること、②失われる利益については、生活の場剥奪をはじめとした多面にわたる深刻な人格権侵害を事実として全く見ていないこと、から、審査庁に取消裁決を求める」とする意見に対しては争う。
- (10) その余の事実主張については否認ないし不知。その余の法律上の主張又は意見については争う。

### 3 事件の経過 別記のとおり

### 4 本事件に対する意見

#### (1) 当委員会が行なった収用裁決の適法性

審査請求人らは、当委員会が収用等の裁決をおこなったことが不当であると主張するようであるが、以下のとおり理由はない。

ア 土地収用法（以下「法」という。）によれば、収用委員会の裁決は、収用又は使用の裁決（権利取得裁決及び明渡裁決をいう。以下「収用等の裁決」という。）と却下の裁決に大別され、収用委員会は、法第47条に定める要件に該当する場合は却下の裁決を行わなければならないが（法第47条）同条に定める要件に該当しない場合は、収用等の裁決を行わなければならない（法第47条の2第1項及び第2項）。

イ 事業認定庁がなした事業認定処分の適否について、収用委員会は審査権限を有しておらず、事業認定庁の行った事業認定を尊重すべき義務を負うから、仮に事業認定に何らかの瑕疵があったとしても、収用委員会は、その瑕疵が事業認定を当然に無効とするようなものでない限り、これが別途取り消されるまでは、事業認定の有効を前提として、裁決事務を執行しなければならない。

よって、当委員会は裁決の理由で、「事業認定処分が無効となる場合を除いて、一旦、有効に成立した事業認定処分は事業認定の効力が否定されるまでは適法なものとして扱われることから、事業認定の効力が否定されていない以上は事業認定処

分が違法であることを理由として裁決申請の却下を求めることはできない。」と判断した。

ウ 土地所有者が却下の裁決を求めた場合、却下の裁決ができるのは

- ①事業認定の処分に無効となるような重大かつ明白な瑕疵が含まれている場合
- ②裁決申請が法第 47 条に定める要件の一に該当する場合である。

本件裁決申請の却下の要件の存否については、以下エ及びオにおいて述べる。

エ 事業認定処分に無効となるような重大かつ明白な瑕疵の有無について

瑕疵が明白であるというのは、処分成立の当初から、誤認であることが外形上、客観的に明白である場合（昭和 36 年 3 月 7 日最高裁小法廷判決）を指し、処分の外形上、客観的に、誤認が一見看取し得るものであるかどうかにより決すべき（同判決）とされる。一般的には無権限の行政庁が処分を行なった場合や、明白な法令上の手続違反がある場合などである。

そして、土地収用法に基づく処分が重大かつ明白な瑕疵に当たる場合としては、①事業認定の告示事項の一部又は全部が欠けている場合、②申請図書の公告縦覧（法第 24 条）が適正に行われていない場合、③事業認定手続きにおいて、公聴会の開催（法第 23 条）、社会資本整備審議会の意見聴取（法第 25 条の 2）が必要な場合に、これらの手続きを経ずに処分が行なわれた場合、④起業地表示図において、起業地を即地的に確定できないような場合などであると解される。

そこで、当委員会は事業認定申請書、事業認定の告示及び九州地方整備局のホームページ等によって上記①乃至④のような事実があるかどうか確認したが、そのような事実は見当たらなかった。

よって、当委員会は、「本事業に係る国土交通省九州地方整備局長の事業認定処分について、その処分が無効となるような重大かつ明白な瑕疵は認められない。」として却下の裁決を行わず、事業認定処分は有効なものと確認したものである。

オ 法第 47 条の却下の裁決の要件は、①裁決申請に係る事業が事業認定の告示を受けた事業と異なるとき、②裁決申請に係る事業計画が事業認定申請書に添付された事業計画書の内容と著しく異なるとき、③裁決申請が法の規定に違反するときのいずれかに該当する場合である（法第 47 条）。

当委員会は、事業認定申請書の添付書類等と裁決申請書の添付書類等を照合するとともに、裁決申請書の添付書類等を確認したところ上記の要件に該当するような事実は見当たらなかった。また、当委員会の審理においても裁決申請手続きの不備についての主張はなかった。

よって、当委員会は、「当委員会に提出された裁決申請書及び明渡裁決申立書並びに当委員会の審理の結果等においても法第 47 条の要件に該当するような事実は認められない。」と確認し、却下の裁決は行なわなかった。

カ 以上により、当委員会は、起業者の裁決申請及び明渡裁決申立てを適正なものとして認め、申請を却下する理由がないので、法第 47 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定によって、収用等の裁決を行なったものであり、当委員会の裁決は法に基づく適正なものである。

(2) 審査請求人らの審査請求理由に対する反論

ア 審査請求人らは、収用委員会は、長崎県に裁決申請及び明渡裁決申立て（以下「裁決申請等」という。）の取下げを勧告すべきであった旨主張する。

審査請求人らは川辺川ダム建設事業の事案を理由とするが、審査請求人らも認めるとおり全く事案が異なり何ら理由になっていない。

理由もなく裁決申請等の取下げを勧告することは、収用委員会に与えられた裁量の範囲を逸脱するものであるから、収用委員会は、長崎県に裁決申請及び明渡裁決申立て（以下「裁決申請等」という。）の取下げを勧告すべきであったとする審査請求人の主張は失当である。

イ 審査請求人らは、収用委員会が「事業認定の違法性」の検証を拒否した上で、「事業認定が無効となるような重大かつ明白な瑕疵は認められない」と裁決したのは、根拠と判断経過が示されておらず、客観性はなく、恣意的もしくは先入観的なものでしかない旨主張している。

しかしながら、当委員会が事業認定処分を無効としなかった理由は、上記（1）のイ及びエに示すとおりであり、収用委員会の裁決は客観性がなく、恣意的もしくは先入観的なものでしかないとする審査請求人らの主張は失当である。

ウ 審査請求人らは、審査請求の理由として、「本件処分も、①事業によって得られる利益とされている事項は、すべてが事実を大きく外したものであること、②失われる利益については、生活の場剥奪をはじめとした多面にわたる深刻な人格権侵害を事実として全くみていないこと」を主張する。

しかしながら、これらは事業認定庁のなした事業認定処分に対する不服であり、審査請求人らは同処分を不服として、既に審査請求（平成25年10月7日請求。現在審査中）及び取り消し訴訟（平成27年11月30日提訴。平成30年7月9日長崎地裁にて請求棄却の判決。現在福岡高裁にて係争中。）を行なっていることからすると、同処分の違法性は上記審査請求及び取り消し訴訟において主張判断されるべきで、本件処分の違法性の有無を判断する本件審査請求においては、事業認定処分の違法を理由として、本件処分の取り消しを求めることはできない。

よって、事業認定処分の不服を理由として裁決の取り消しを求める審査請求人らの主張は、本件審査請求の理由とはならない。

なお、石木ダム事業認定処分取消請求事件（平成27年（行ウ）第4号）に関し、平成30年7月9日付けの長崎地方裁判所の判決は、次のように判示し、事業認定処分は適正と認め、事業認定処分の取り消しを求めた原告らの請求を棄却している。

(ア) 本件事業が法第20条第3号の要件を充足すると判断した事業認定庁の判断に違法の点はない。

(イ) 本件事業について、土地及び漁業権を収用し、又は使用する公益上の必要性があり、法第20条第4号の要件を充足するとした事業認定庁の判断が合理性を欠くものということとはできない。

(3) まとめ

- ア 上記（１）で述べたとおり、当委員会は、起業者の裁決申請等が適正と認められ、裁決申請等を却下する理由がないから、却下の裁決を行わず、本件処分を行なったものであり、本件処分は法に基づく適正なもので、取り消されるべき違法はない。
- イ 他方、上記（２）で述べたとおり、本件処分の取り消しを求める審査請求人らの主張は、何れも失当したもの又は請求理由になりえないものである。
- ウ よって、本件審査請求は理由がないから、棄却されるべきである。